

大阪府エコカー導入指針

1 目 的

大阪府域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質などによる大気汚染の改善や、地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出削減のため、1台あたりの排出量が少ないエコカーの普及促進が急務となっている。

このエコカーの大量普及に向けての初期需要の創出を図るため、本府においては、公的部門のエコカー導入に向けて先鞭をつける観点から、公用車にエコカーの導入を図るものとし、その具体的な基準として本指針を定める。

2 方 針

(1) 対 象

対象は、知事部局、議会事務局、各行政委員会とする。

(2) エコカー

エコカーとは、自動車排出ガスがないか又はその量が相当程度少なく、かつ二酸化炭素の排出量が少ない自動車で、次のものをいう。

- ①ハイブリッド自動車
- ②天然ガス自動車
- ③電気自動車
- ④プラグイン・ハイブリッド自動車
- ⑤燃料電池自動車
- ⑥水素エンジン自動車
- ⑦クリーンディーゼル乗用車
- ⑧超低燃費車

(注) ①「ハイブリッド自動車」とは、ガソリンやディーゼル等の内燃機関（エンジン）と電気モーターを組み合わせて走る自動車をいう。

②「天然ガス自動車」とは、家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として内燃機関で走る自動車をいう。

③「電気自動車」とは、リチウムイオン電池等の次世代電池（二次電池）に蓄えた電気で、モーターを回転させて走る自動車をいう。

④「プラグイン・ハイブリッド自動車」とは、ハイブリッド自動車のうち、電池を外部から充電する機構を組み込んだ自動車をいう。

⑤「燃料電池自動車」とは、車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車をいう。

⑥「水素エンジン自動車」とは、水素を燃料として、内燃機関（エンジン）で走る自動車をいう。

⑦「クリーンディーゼル乗用車」とは、平成 21 年、平成 22 年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合したディーゼル乗用車をいう。ただし、表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を満足する車両を導入すること。

⑧「超低燃費車」とは、ガソリンやディーゼル車及び LPG 車のうち以下に定める排出ガスの低減レベル以上で、かつ、平成 22 年度燃費基準+25%達成車又は平成 27 年度燃費基準（表 1、表 3、表 4、表 6、表 8～10 に示された区分ごとの燃費基準値）達成車以上の燃費性能を有する自動車をいう。

(ア) 一般公用車（緊急用車両等を除く、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示 103 号。以下「認定実施要領」という。）」に定める平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に適合する車両

(イ) (ア) を除く乗用車又は貨物車、乗合自動車、特種自動車のうち車両総重量が 3.5t 以下のものにあつては、認定実施要領に定める平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル以上に適合する車両

(ウ) 貨物車、乗合自動車、特種自動車のうち車両総重量が

3.5t 超のものにあつては、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）がポスト新長期規制レベルにある車両

NOx のポスト新長期規制レベル 0.7g/kWh

PM のポスト新長期規制レベル 0.01g/kWh

(3) 導入計画

上記(1)の対象が使用する公用車を導入する場合は(2)①～⑥のエコカーを優先して導入することとし、導入できる自動車がない場合には(2)⑦又は⑧のエコカーを導入することとする。また、車両を所有している場合は 13 年を超える時期に、リース契約の車両の場合はリース更新時に、エコカーの導入を図る。なお、エコカーの導入にあつては、単年度負担の軽減及び事務の簡素化の観点から原則フルメンテナンスリース（6年間）とする。

ただし、既に使用している(2)①～⑥のエコカーを代替する場合は、同等の車両に代替するものとする。なお、導入できる同等の車両がない場合には、(2)⑦又は⑧のエコカーを導入することとし、予め環境政策監と協議する。

また、導入できるエコカーがない場合には、エコカーに代えて、以下の車両の導入に努めることとし、予め環境政策監と協議する。

(ア) 一般公用車については、認定実施要領に定める平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に適合し、かつ表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満足する車両

(イ) (ア) を除く乗用車又は貨物車、乗合自動車、特種自動車のうち車両総重量が 3.5t 以下のものにあつては、認定実施要領に定める平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル以上に適合し、かつ表 2、表 5 及び表 7 に示された区分ごとの燃費基準値を満足する車両

(ウ) 貨物車、乗合自動車、特種自動車のうち車両総重量が 3.5t 超のものにあつては、窒素酸化物（NOx）又は粒子状物質（PM）のいずれかが、ポスト新長期規制レベル以上に適合し、かつ表 8～10 に示された区分ごとの燃費基準値を満足する車両

NOx のポスト新長期規制レベル 0.7g/kWh

PM のポスト新長期規制レベル 0.01g/kWh

表1 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準 目標年度：平成27年度

区 分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

表2 ガソリン乗用車又はLPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準 目標年度：平成22年度

区 分	燃費基準値	
	ガソリン車	LPガス車
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上	4.8km/L以上

表3 小型バス（乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車）に係るJC08モード燃費基準

目標年度：平成27年度

区 分	燃費基準値
ガソリン	8.5km/L以上
軽油	9.7km/L以上

表4 ガソリン貨物車に係るJC08 モード燃費基準

目標年度：平成27年度

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上	
		741kg以上		20.3km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上	
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上	
		856kg以上		18.9km/L以上	
	手動式	741kg未満		構造B	18.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満			18.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満			17.2km/L以上
		971kg以上			16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満			16.4km/L以上
		741kg以上 856kg未満			16.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満			15.4km/L以上
		971kg以上			14.7km/L以上
	軽量貨物車	手動式			1,081kg未満
1,081kg以上			17.1km/L以上		
手動式以外のもの		1,081kg未満	17.4km/L以上		
		1,081kg以上 1,196kg未満	15.8km/L以上		
		1,196kg以上	14.7km/L以上		
中量貨物車	手動式		構造A		14.2km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造A	13.3km/L以上	
		1,311kg以上		12.7km/L以上	
	手動式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上	
			構造B2	11.2km/L以上	
		1,311kg以上 1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上	
			構造B2	10.2km/L以上	
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上	
			構造B2	9.9km/L以上	
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上	
			構造B2	9.7km/L以上	
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上	
			構造B2	9.3km/L以上	
	1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上		
		構造B2	8.9km/L以上		
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上	
			構造B2	10.5km/L以上	
		1,311kg以上 1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上	
			構造B2	9.7km/L以上	
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上	
構造B2			8.9km/L以上		
1,531kg以上 1,651kg未満		構造B1	9.4km/L以上		
		構造B2	8.6km/L以上		
1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上			

		1,651kg以上 1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満		8.8km/L以上
		1,871kg以上		8.5km/L以上

- 備考) 1 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
- 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 4 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
- イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 5 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。
- 6 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
- 7 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。以下同じ。

表5 ガソリン貨物車又はLPガス貨物車（車両総重量2.5t以下）に係る10・15モード燃費基準

目標年度：平成22年度

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	L P ガス
軽貨物車	手動式	703kg 未満	構造A	20.2km/L以上	15.8km/L以上
			構造B	17.0km/L以上	13.3km/L以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造A	18.0km/L以上	14.1km/L以上
			構造B	16.7km/L以上	13.1km/L以上
		828kg 以上		15.5km/L以上	12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg 未満	構造A	18.9km/L以上
	構造B			16.2km/L以上	12.7km/L以上
	703kg 以上 828kg 未満		構造A	16.5km/L以上	12.9km/L以上
	828kg 以上	構造B	15.5km/L以上	12.1km/L以上	
軽量貨物車	手動式	1,016kg 未満		17.8km/L以上	13.9km/L以上
		1,016kg 以上		15.7km/L以上	12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg 未満		14.9km/L以上	11.7km/L以上
		1,016kg 以上		13.8km/L以上	10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手動式	1,266kg 未満	構造A	14.5km/L以上	11.3km/L以上
			構造B	12.3km/L以上	9.6km/L以上
		1,266kg 以上		10.7km/L以上	8.4km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg 以上		9.3km/L以上	7.3km/L以上
		1,266kg 未満	構造A	12.5km/L以上	9.8km/L以上
			構造B	11.2km/L以上	8.8km/L以上
1,266kg 以上		10.3km/L以上	8.1km/L以上		

表 6 ディーゼル貨物車（車両総重量 3.5 t 以下）に係る JC08 モード燃費基準 目標年度：平成 27 年度

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造 A	25.5 km/L以上
		741kg以上		22.3 km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0 km/L以上
		741kg以上856kg未満		21.6 km/L以上
		856kg以上		20.8 km/L以上
		手動式		741kg未満
	741kg以上856kg未満		19.8 km/L以上	
	856kg以上971kg未満		18.9 km/L以上	
	971kg以上		18.0 km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満	構造 B	18.0 km/L以上
		741kg以上856kg未満		17.6 km/L以上
		856kg以上971kg未満		16.9 km/L以上
971kg以上		16.2 km/L以上		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手動式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg以上1,196kg未満		19.1km/L以上
		1,196kg以上		17.4km/L以上
車両総重量が 1.7t超3.5t以下 のもの	手動式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上 1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上 2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超3.5t以下 のもの	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上 1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
1,991kg以上 2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上		
	構造B2	9.0km/L以上		
2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上		
	構造B2	8.8km/L以上		

表 7 ディーゼル貨物車（車両総重量 3.5 t 以下）に係る 10・15 モード燃費基準

自動車の種別	区 分			燃費基準値	
	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
車両総重量が 1.7 t 以下の もの	手動式	1,081kg 未満		20.4km/L 以上	
		1,081kg 以上		18.8km/L 以上	
	手動式以外の もの	1,081kg 未満		19.1km/L 以上	
		1,081kg 以上		17.4km/L 以上	
		1,196kg 以上		16.2km/L 以上	
車両総重量が 1.7t 超 3.5t 以下のもの	手動式	1,421kg 未満	構造 A 又は構造 B1	14.5km/L 以上	
			構造 B2	14.3km/L 以上	
		1,421kg 以上	構造 A 又は構造 B1	14.1km/L 以上	
			構造 B2	12.9km/L 以上	
		1,531kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.8km/L 以上	
			構造 B2	12.6km/L 以上	
		1,531kg 以上	構造 A 又は構造 B1	13.6km/L 以上	
			構造 B2	12.4km/L 以上	
		1,651kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.3km/L 以上	
			構造 B2	12.0km/L 以上	
		1,651kg 以上	構造 A 又は構造 B1 構	12.8km/L 以上	
			構造 B2	11.3km/L 以上	
		1,761kg 未満	構造 A 又は構造 B1	12.3km/L 以上	
			構造 B2	11.2km/L 以上	
		1,761kg 以上	構造 A 又は構造 B1 構	11.7km/L 以上	
			構造 B2	11.1km/L 以上	
		手動式以外のもの	1,421kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.1km/L 以上
				構造 B2	12.5km/L 以上
	1,421kg 以上		構造 A 又は構造 B1	12.8km/L 以上	
			構造 B2	11.8km/L 以上	
	1,531kg 未満		構造 A 又は構造 B1	11.5km/L 以上	
			構造 B2	10.9km/L 以上	
	1,531kg 以上		構造 A 又は構造 B1	11.3km/L 以上	
			構造 B2	10.6km/L 以上	
	1,651kg 未満		構造 A 又は構造 B1	11.0km/L 以上	
			構造 B2	9.7km/L 以上	
	1,651kg 以上		構造 A 又は構造 B1	10.8km/L 以上	
			構造 B2	9.5km/L 以上	
	1,761kg 未満		構造 A 又は構造 B1	10.3km/L 以上	
			構造 B2	9.0km/L 以上	
	1,761kg 以上		構造 A 又は構造 B1	9.4km/L 以上	
			構造 B2	8.8km/L 以上	

表 8 ディーゼルバス（乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5 t 超）に係る重量車モード燃費基準

目標年度：平成27年度

区 分	燃費基準値
車両総重量が3.5t超 6t以下	9.04km/L以上
車両総重量が6t超 8t以下	6.52km/L以上
車両総重量が8t超 10t以下	6.37km/L以上
車両総重量が10t超 12t以下	5.70km/L以上
車両総重量が12t超 14t以下	5.21km/L以上
車両総重量が14t超 16t以下	4.06km/L以上
車両総重量が16t超	3.57km/L以上

表 9 トラック等（軽油を燃料とする車両総重量3.5 t 超の貨物自動車であって、けん引自動車を除くもの）

に係る重量車モード燃費基準 目標年度：平成27年度

区 分	燃費基準値
車両総重量が3.5t超 7.5t以下	10.83km/L以上
車両総重量が3.5t超 7.5t以下	10.35km/L以上
車両総重量が3.5t超 7.5t以下	9.51km/L以上
車両総重量が3.5t超 7.5t以下	8.12km/L以上
車両総重量が7.5t超 8t以下	7.24km/L以上
車両総重量が8t超 10t以下	6.52km/L以上
車両総重量が10t超 12t以下	6.00km/L以上
車両総重量が12t超 14t以下	5.69km/L以上
車両総重量が14t超 16t以下	4.97km/L以上
車両総重量が16t超 20t以下	4.15km/L以上
車両総重量が20t超	4.04km/L以上

表 10 トラクタ（軽油を燃料とする車両総重量3.5 t 超の貨物自動車であって、

けん引自動車に限るもの）に係る重量車モード燃費基準 目標年度：平成 27 年度

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下	3.09km/L以上
車両総重量が20t超	2.01km/L以上

3 適用時期

この指針は、平成7年4月1日から適用する。

この指針は、平成9年4月1日から適用する。

この指針は、平成10年4月1日から適用する。

この指針は、平成18年10月1日から適用する。

この指針は、平成20年10月1日から適用する。

この指針は、平成21年8月1日から適用する。

この指針は、平成22年7月1日から適用する。

この指針は、平成24年7月2日から適用する。

大阪市公用車エコカー導入指針

1 目的

この指針は、従来の大阪市公用車の低公害化に関する方針を継承しつつ、燃費の良いエコカーを公用車に率先して導入することにより、市民や事業者等へのエコカーの普及を促進し、市域における大気環境の改善および自動車からの二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とする。

2 定義

- (1) 「エコカー」とは、低公害かつ低燃費の自動車のことをいい、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「公用車」とは、大阪市が所有し又は使用する自動車をいう。ただし、緊急車両（消防車等）及び二輪車を除く。

3 基本方針

大阪市は、原則として公用車全車をエコカーとする。

4 エコカーの導入

- (1) 環境局長は、エコカーを選定するとともに、各局に情報提供を行う。
- (2) 各局（室）長は、基本方針に基づき公用車にエコカーの導入を推進する。
- (3) 各局（室）長は、各年度当初にエコカーの導入状況を取りまとめて、環境局長へ報告する。

（附 則）

- (1) この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 平成 14 年 3 月 12 日施行の「大阪市公用車低公害化推進要領」および「同細則」は廃止する。

（附 則）この指針は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

（附 則）この指針は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

別表（エコカー）

電 気 自 動 車
天 然 ガ ス 自 動 車
ハイブリッド自動車
LP ガス自動車（ただし、車両総重量が 3.5 トンを超えるもの）
国土交通省低排出ガス車認定実施要領に基づき認定された自動車であり、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に定められた燃費基準を達成した自動車（注 1～2）

（注 1）燃費基準を達成した自動車が販売されていない車種は、当分の間、低排出ガス認定自動車を採用することとする。

（注 2）車両総重量が 3.5t を超える重量車で低排出ガス認定自動車が販売されていない場合は、次の①または②のいずれかを満たすものとする。

①平成 17 年基準適合車でかつ燃費基準を達成した自動車

②窒素酸化物(NOx)0.7 g/kwh 以下または粒子状物質(PM)0.01 g/kwh 以下を達成した自動車